

平成 2 7 年度第 4 回扶桑町総合教育会議・議事録

名 称	平成 2 7 年度第 4 回扶桑町総合教育会議
日 時	平成 2 8 年 2 月 1 8 日(木)午前 1 0 時 0 0 分から 1 1 時 4 0 分
場 所	扶桑町中央公民館 1 階 講義室 2
出席者	江戸町長 中島教育長 加藤教育委員長 柴田職務代理者 千田教育委員 松山教育委員 今枝教育次長 加藤学校教育課長 水野指導主事 尾関生涯学習課長 千田文化会館長 稲葉福祉児 童課長 事務局 高木総務部長 高木政策調整課長 兼松主幹 西川主査 傍聴者 なし
議 題	1. あいさつ 2. 協議事項 扶桑町教育大綱（案）パブリックコメントを受けての内容審議 について 3. その他
内 容	1. あいさつ （町長） 先回までの会議で作成いただいた大綱（案）に対し、パブリックコメントを実施したところ、ご意見を賜りましたので、その内容についてご審議を賜りたい。今日の審議により最終とさせていただきたいので、審議が適切に進みますようお願いしたい。 2. 協議事項 扶桑町教育大綱（案）パブリックコメントを受けての内容審議について （議長（町長）） 協議事項にうつる。次第 2 扶桑町教育大綱（案）パブリックコメントを受けての内容審議について、精査した内容を事務局より説明するように。 （政策調整課長） 先に話がありましたとおり、1 月 7 日（木）から 2 月 8 日（月）にかけて、扶桑町教育大綱（案）についてパブリックコメントを実施したところ、1 名の方より 3 3 項目にわたるご意見をいただいた。本日の会議では、事前に配布いたしました資料にもとづき、

先般、第6回扶桑町教育大綱策定準備委員会において、意見に対する回答案を検討いたしましたので、本日は資料の色塗りの意見箇所を中心にご審議をいただきたい。またこの回答案の他に一部、ご指摘をいただいた箇所があるため、その箇所についても事務局より若干、説明をいたします。それでは担当より説明させます。

(事務局：政策調整課主査)

【意見1については意見導入部のため、意見2について説明】

(議長)

今、お手元の資料において、意見者からの意見を連番で整理してありますので、番号順に進めて整理していく。今の2番の意見について、右端に策定準備委員会で整理した意見が記載されていますので、それで良いかをご判断いただく。まずこの2番については、この案でよろしいか。

(松山委員)

私はこれで良いと思います。

(議長)

他の委員はよろしいか。(意見無) それでは、連番2については、事務局より示された回答案のとおり進めさせていただく。続きまして、連番3の説明を事務局より。

(事務局：政策調整課主査)

【意見3について説明】

(議長)

これについて意見があれば。(意見無) それでは、連番3の意見については、事務局より回答しました案のとおりとさせていただく。それでは次の説明を事務局より。

(事務局：政策調整課主査)

【意見4について説明】

(議長)

この件について、よろしいか。

(松山委員)

私の考えだが、大綱というのは大きな枠を決めるもので細則では無いので、この事務局案の回答で良いと思う。この大綱は平成28年度から5ヶ年の計画となっているが、大綱とは別に評価点検は必要。ただ、そのことをここで記載することはない。

(議長)

事務局の回答案は、松山委員がおっしゃられた主旨に立っていると考えて良いか。

(事務局：政策調整課主査)

はい。

(議長)

回答案の最後、「適切ではない」との表現が良いのか。主旨としては分かるが。

(教育長)

「必要ないものと考えます」ではどうか。

(議長)

それならいい。相手に対しても。皆さんそれでよろしいですか。

(意見無) では、連番4については最後の「適切ではない」との表記を改めることとする。では次、連番5について。

(事務局：政策調整課主査)

【意見5について説明】

(議長)

はい、これに関してご意見は。(意見無) それでは、連番5の意見については、事務局より回答しました案のとおりとさせていただく。それでは次の説明を事務局より。

(事務局：政策調整課主査)

【意見6について説明】

(議長)

はい、これに関してご意見ございますか。

(松山委員)

私はありません。

(教育長)

学校教育が“教育”で、大人は生涯“学習”という言葉が定着しているので、こういうことと思う。

(議長)

それでは、連番6の意見については、事務局案のとおり“生まれて”を削除するほかは原案のとおりとする。

(事務局：政策調整課主査)

【意見7について説明】

(松山委員)

修正後の文章は大変良いが、意見者の意見の中に“人材”という言葉があり、“「人材」とは、才能があって、役に立つ人。有能な人物”とある。疑問に思っ辞書を引いたところ“働きのある人、役に立つ人物”とあり、才能があるとは書いていない。なので、私は大綱（案）のとおりでも良いと思う。修正案でももちろん良いが、意見の、人材についての説明がどうかと思う。

(加藤教育委員長)

辞書によっても違いがあると思うが、私が今、電子辞書で調べた限りでは、「才能があり、役に立つ人。有能な人物」とあり、意見のとおり書いてある。

(松山委員)

そうですか。私が辞書を引いたら“才能があって”というのは無かった。ただ修正案でも問題ないと思う。

(加藤教育委員長)

修正案自体問題ないと、私も思う。

(教育長)

修正案は“人材”という言葉無くしたということでよいか。

(事務局：政策調整課主査)

はい。

(議長)

よろしいですか。

(柴田委員)

意見の③について、重点目標１についてのみなのか、すべての重点目標についてなのかがはっきりしないが、その内容や主な施策回答との関連について、何か回答案はあるか。“重点的にどうかかわらせるのかが問われませんか”とも聞かれているので。

(議長)

回答案で言えば、意見の①、②には回答しているが、③についてはどうなのか。

(教育長)

重点目標、その内容、主な施策との関連はどうですかということと思うが。“「安全で安心して学習できるまちに」”とあることが、主な施策で掲げている内容と一致しているかということ。

(柴田委員)

意見者からの修正案の中で、重点目標１として“『学びを支える教育環境の充実』”としてあって、大綱（案）の重点目標がその内容や主な施策とズレがあるのではないですかと意見者は言いたいのだと思うが。

(教育長)

大綱（案）の重点目標１の書きぶりよりかは、修正案の方がより良いということか。

(柴田委員)

意見者はそういうことが言いたいのだと思う。

(教育長)

どちらも間違いでは無いと思うので。

(柴田委員)

重点目標が全部“『～まちに』”ということで、覚えやすいようにまとめているので、それも替えづらい理由かと思う。

(加藤教育委員長)

どちらの重点目標も意味していることは同じで、替える必要はないと思う。

(議長)

そうすると、残るのは意見③について、何らかの回答は無い訳か。回答案では触れてないので、その点はどうか。

(事務局：総務部長)

関連性をもって表記していると考えているが、もし必要なら、その点を回答として明記する。

(議長)

いままでの議論も踏まえて書けば良い。このままでは回答漏れとなる。整合性がとれるよう検討している旨を書けば良い。

(事務局：総務部長)

分かりました。

(議長)

それでは、意見 7 につきましては、①、②については事務局修正案のとおりとし、③については、大綱（案）のそれぞれの箇所の関連が問われているので、整合性を配慮して進めていることを示すことでよろしいか。（意見無）それでは、次に。

(事務局：政策調整課主査)

【意見 8 について説明】

(議長)

これに関してご意見ございますか。（意見無）では、連番 8 につ

いては、事務局案のままとする。それでは連番 9 に。

(事務局：政策調整課主査)

【意見 9 について説明】

(教育長)

スポーツ推進委員とスポーツ協力員は、準公務員というか公的な役割を担っており、体育協会はその他の団体というか。そういう括りからすると回答案のとおり修正で良い。

(加藤教育委員長)

スポーツ推進委員とスポーツ協力員は、体育協会の中に所属しているのではないのか。

(教育長)

違います。スポーツ推進委員というのは、昔、体育指導委員といていた。法律に基づき、町より委嘱して謝金も払っている。スポーツ協力員も地区の方で役を決めていただいております。例えば町民体育祭とか走ろう会といった体育行事で役を受けていただいている。そういう意味では準公的な役割を担っている。体育協会については、同好の士が会を作って参加していることを考えると並びとしては、回答案の方がいいかと。

(加藤教育委員長)

ありがとうございました。

(議長)

それではよろしいですか。(意見無) では、連番 9 については、事務局案のとおりとします。それでは連番 10 を。

(事務局：政策調整課主査)

【意見 10 について説明】

(議長)

これに関してご意見ございますか。(意見無) では、連番 10 については、事務局案のままとする。それでは連番 11 に。

(事務局：政策調整課主査)

【意見 1 1 について説明】

(議長)

これに関してご意見ございますか。(意見無)では、連番 1 1 については、事務局案のままとする。それでは連番 1 2 に。

(事務局：政策調整課主査)

【意見 1 2 について説明】

(議長)

これに関してご意見ございますか。(意見無)では、連番 1 2 については、事務局案のままとする。それでは連番 1 3 に。

(事務局：政策調整課主査)

【意見 1 3 について説明】

(議長)

これに関してご意見ございますか。(意見無)では、連番 1 3 については、事務局案のままとします。それでは連番 1 4 に。

(事務局：政策調整課主査)

【意見 1 4 について説明】

(議長)

これに関してご意見ございますか。

(教育長)

結構です。

(議長)

この回答案だが、考えとしては虐待とか貧困と教育については色々問題があるけれども、それを背景に置きながら考える必要がある。その意味で肉付ければ、大綱的な表現はしてあっても、中身としては、それらを踏まえて考えている。具体的にそれらをブレイクダウンしていけば、それらのことは解決していけるという考え。

(事務局：総務部長)

策定準備委員会の中でも、この回答案の表現が難しかった。おっしゃるようにブレイクダウンして各種計画の中で、当然取り上げられるべきであることは承知しているが、この大綱の中ではあえて触れなかった。

(議長)

大綱という性格上、具体的な表現を避けているということか。

(事務局：総務部長)

はい。

(議長)

それでは、意見 14 については、事務局案のとおりとさせていただきます。決して、虐待や貧困と教育の問題についてネグレクトしているわけでは無いということ。それでは、連番 15 へ

(事務局：政策調整課主査)

【意見 15 について説明】

(議長)

これに関してご意見ございますか。(意見無)では、連番 15 については、事務局案のままとする。それでは連番 16 に。

(事務局：政策調整課主査)

【意見 16 について説明】

(議長)

意見者は、大綱(案)で示した、主な施策の内容を箇条書きにしたいとの意向のようだが、ここは原案のとおりでよろしいか。(意見無)それでは、連番 17 に移ります。

(事務局：政策調整課主査)

【意見 17 について説明】

(議長)

これに関してご意見ございますか。

(教育長)

この箇所は、前の意見で審議したのと内容は同じと考える。表記をこのようにしたらどうかとのことなので、案の通りで良いと考える。

(議長)

その他、よろしいか。(意見無) それでは、次に移る。

(事務局：政策調整課主査)

【意見 18 について説明】

(議長)

これに関してご意見ございますか。(意見無) では、連番 18 については、事務局案のとおり「表現上の差異のみ」とする。それでは連番 19 に。

(事務局：政策調整課主査)

【意見 19 について説明】

(議長)

大綱(案)において、“発育に即した安心で”となっているところを事務局提案により、“発育に即した安全・安心で”と修正したいとのことだが、各委員から意見はありますか。(意見無) いいですね。それでは、連番 20 へ。

(事務局：政策調整課主査)

【意見 20 について説明】

(議長)

はい、ご意見ございますか。(意見無) こども事務局案のとおり、「表現上の差異のみ」とする。それでは連番 21。

(事務局：政策調整課主査)

【意見 21 について説明】

(議長)

いかがですか。

(教育長)

原案の“また”以下を削ったということか。

(事務局：政策調整課主査)

否、“また”の前段部分を回答案のとおりとしたいとのこと。

(議長)

原案の前段で“主体として”とあるのを“中心とした”に、あと“展示会等を鑑賞する機会づくり”を“展示会等の鑑賞ができる機会をつくり”に修正し、あとの修正は無しでよいか。

(事務局：政策調整課主査)

はい。

(議長)

その他、よろしいか。(意見無) それでは、連番 2 1 は事務局案のとおりとする。それでは連番 2 2 から 2 5 は事務局案が「表現上の差異のみ」としているので続けて説明するように。

(事務局：政策調整課主査)

【意見 2 2 から 2 5 について説明】

(議長)

はい、ご意見ございますか。(意見無) それでは、連番 2 2 から 2 5 については、事務局案のとおり「表現上の差異のみ」とする。それでは連番 2 6 から 2 8 も事務局案が「表現上の差異のみ」としているので続けて説明するように。

(事務局：政策調整課主査)

【意見 2 6 について説明】

(議長)

意見 2 6 ですが、大綱(案)において“普及を図るとともに、また、”となっているところを事務局提案により、“普及を図るとともに”として“また、”を削除したいとのことだが、各委員から意見はありますか。(意見無) いいですね。それでは、続けて。

(事務局：政策調整課主査)

【意見 27 及び 28 について説明】

(議長)

はい、ご意見ございますか。(意見無) それでは、連番 27 と 28 については、事務局案のとおり「表現上の差異のみ」とする。では次。

(事務局：政策調整課主査)

【意見 29 について説明】

(議長)

はい、ご意見ございますか。(意見無) それでは、連番 29 については、事務局案のとおりとする。では次の連番 30 と 31 も「表現上の差異のみ」とのことなので、事務局より説明を。

(事務局：政策調整課主査)

【意見 30 及び 31 について説明】

(議長)

連番 31 で大綱(案)において、“ファミリーサポート事業”となっているところを事務局提案により、“ファミリーサポートセンター事業”に修正したいとのことだが、これは、予算書上の表現と一致しているということによいか。

(事務局：政策調整課主査)

はい。

(議長)

はい、他にご意見ございますか。(意見無) それでは、連番 30 については、事務局案のとおり「表現上の差異のみ」とし、連番 31 については、“ファミリーサポート事業”を“ファミリーサポートセンター事業”に改めることとする。では、連番 32、33 も「表現上の差異のみ」とのことなので続けて説明を。

(事務局：政策調整課主査)

【意見 32 及び 33 について説明】

(議長)

はい、ご意見ございますか。(意見無) それでは、連番 3 2 と 3 3 についても、事務局案のとおり「表現上の差異のみ」とする。

(議長)

本日の協議については以上で終了する。事務局より何かあるか。

(事務局：総務課長)

本日、審議をいただいた中で、語句の修正と意見に対する回答の明記をする箇所がございましたので、意見者の意見と、本日の審議内容を加えた町の考え方をあわせ、回答としてホームページ上に掲載することを予定している。

(議長)

それが 1 点。あとは議会への報告は。

(事務局：総務課長)

最終的には、整理して製本した大綱を議会へ提出する予定。また委員にも配布を予定している。

(議長)

では、本日審議いただいたことを整理して、ホームページに掲載することと、議会が始まるので整理した大綱を提出をすること。なおこの大綱について議会の議決を経る必要は無いと考えている。印刷したものを町民に配布するか。

(事務局：総務部長)

ホームページでの公開のみ。配布の予定は無い。

(議長)

事務局から他には(意見無) 委員はよろしいか(意見無)。

最初に申しましたとおり、今回の審議を最終とさせていただき決定といたします。本日は慎重な審議をありがとうございました。

【午前 1 1 時 4 0 分終了】